

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

(平成19年3月 第3回訂正分)

株式会社ジーダット

ブックビルディング方式による募集における発行価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年3月6日に関東財務局長に提出し、平成19年3月7日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行届出目論見書の訂正理由
平成19年2月9日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成19年2月19日付及び平成19年2月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集3,330株の募集の条件並びにその他この募集に関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成19年3月6日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成19年3月6日に決定された予定の引受価額(139,500円)にて、当社と引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格150,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額」の欄：「216,783,000円」を「232,267,500円」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額」の欄：「216,783,000円」を「232,267,500円」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格」の欄：「未定(注)1」を「150,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1」を「139,500円」に訂正。

「資本組入額」の欄：「未定(注)3」を「69,750円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)4」を「1株につき150,000円」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(130,000円～150,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと
② 申告された需要件数が多数であったこと
③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、150,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は139,500円と決定いたしました。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(150,000円)と会社法上の払込金額(発行価額110,500円)及び平成19年3月6日に決定された引受価額(139,500円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は69,750円と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき139,500円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格もしくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受けの条件」の欄

- 2 引受人は新株式払込金として、平成19年3月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき139,500円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき10,500円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 上記引受人と平成19年3月6日に元引受契約を締結いたしました。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、33株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額」の欄：「433,566,000円」を「464,535,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「413,566,000円」を「444,535,000円」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額444,535千円については、全額を将来の事業拡大に伴う研究開発資金に充当する予定ですが、具体的な資金需要が発生するまでは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

